平成２１年（フ）第１６１１０号
千葉県松戸市古ヶ崎206―６
債務者　松田　吉広
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　砂川　祐二
４　破産債権の届出期間　平成21年10月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月15日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６２００号
東京都新宿区西早稲田２丁目４―25―403
債務者　加納　茂明
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武藤いづみ
４　破産債権の届出期間　平成21年10月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月15日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６２２８号
東京都大田区西六郷２丁目５―８―101
債務者　小池　俊行
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊地　幸夫
４　破産債権の届出期間　平成21年10月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月15日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６２６２号
千葉県市川市曽谷７丁目15―14―202
債務者　野本　真樹
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅津　有紀
４　破産債権の届出期間　平成21年10月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月15日午前10時
６　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３２号
神奈川県大和市下鶴間4238番地１ジェイシティ中央林間204号
債務者　山野邉　宏
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三枝　重人
４　破産債権の届出期間　平成21年10月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月18日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８９９号
神奈川県平塚市日向岡１丁目12―31
債務者　関戸　昌子（旧姓宮川）
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　花輪　弘幸
４　破産債権の届出期間　平成21年10月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月21日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９３１号
東京都世田谷区梅丘１丁目14―５―201
債務者　永井亜矢子
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　星野　馨
４　破産債権の届出期間　平成21年10月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月21日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１３４号
東京都多摩市貝取３丁目２―６―501、住民票上の住所東京都多摩市貝取５丁目２―９―403
債務者　大内めぐみ
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮田　桂子
４　破産債権の届出期間　平成21年10月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月21日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６０８６号
東京都江東区大島４丁目１―７―314
債務者　吉田泰惠子
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　一宮　正寿
４　破産債権の届出期間　平成21年10月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月22日午前10時
６　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１１４号
北海道赤平市茂尻元町北６丁目36番地
債務者　森　　一美
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
北海道赤平市茂尻元町北６丁目36番地
債務者　森　　敏美
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第８０号
北海道北見市留辺蘂町丸山21番地１
債務者　大谷　智子
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第８１号
北海道北見市若葉７丁目２番６―11号
債務者　堀川　和美
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
青森県十和田市大字三本木字西金崎56番地６
債務者　西野　俊一
１　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１１４号
青森県十和田市大字深持字梨ノ木平172番地２
債務者　福沢千鶴子
１　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１１５号
青森県十和田市西十五番町25番15号
債務者　佐々木英治
１　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
青森地方裁判所十和田支部